

★ News 令和7年分 所得税の確定申告期です!



令和7年分(2025年分)の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税の確定申告期です。所得税等の確定申告は、1月1日~12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税額を計算し、申告・納期限までに税務署に確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算(納税・還付)する手続です。

【申告・納税の期限は】	【振替納税の場合】
○ 所得税は <u>令和8年3月16日(月)まで</u>	——・振替日 令和8年4月23日(木)
○ 個人事業者の消費税は <u>令和8年3月31日(火)まで</u>	——・振替日 令和8年4月30日(木)

■確定申告が必要な場合と留意点

○給与所得者で、確定申告が必要な人

給与所得者の多くは、年末調整で所得税が精算されるため確定申告は不要ですが、次に該当する場合等は確定申告が必要です。

- ① 給与の年間収入金額が、2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与を受けていて、各種所得(給与所得・退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得・退職所得を除く)との合計額が20万円を超える人

【振替納税】 初回のみ「振替依頼書」を、申告・納付期限までに提出。以後毎年、自動で預金口座から引落としされる。(贈与税は利用できない)  
(振替日の預金残高に注意!)

○公的年金…公的年金に係る雑所得のみで、次の①②の両方に該当する人は、所得税の確定申告は必要ありません。①公的年金の収入金額が400万円以下 ②公的年金以外の所得金額が20万円以下

○退職所得…「退職所得の受給に関する申告書」を提出し、源泉徴収されている場合は申告不要ですが、確定申告する場合は退職所得を含めて申告。外国企業からで源泉徴収されていない場合は申告が必要。

○雑所得…報酬や副業による収入は、事業所得に該当する場合(収入規模や社会通念で判定)を除き、雑所得(業務)として確定申告が必要です。還付される税金の還付加算金は雑所得として申告します。

■所得の種類・10種類

事業所得	営業所得(商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得)	
不動産所得	不動産(土地や建物)などの貸付から生ずる所得 ※事業税の対象になる場合がある。	
利子所得	預貯金等の利子・国外で支払われる預金の利子などの所得	
配当所得	株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当・投資信託の収益の分配などの所得	
給与所得	給与・賃金・賞与などの所得(役員給与・専従者給与も含まれる)	
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、確定拠出企業年金など
	業務	原稿料・講演料などの報酬、シェアリングエコノミーなど副業による所得
	その他	貸付金利子、生命保険の年金、為替差益、暗号資産取引による利益など
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金などの資産の譲渡による所得(不動産の譲渡等は申告分離課税)	
一時所得	生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金、賞金、競馬等の払戻金など	
山林所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得(申告分離課税)	
退職所得	退職金、一時恩給、確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	

【個人事業者の消費税】インボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも、消費税の申告が必要です。インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者は、確定申告で2割特例の適用を受けることができます。

〒462-0844  
名古屋市中区清水2-19-9 2F  
税理士法人 田中・吉野会計   
TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259